

このたび、ドイツ刑事法入門を1冊の本として出版することができたことはほんとうに喜ばしいことです。法律文化社において本書をはじめ、アメリカ刑事法入門そしてフランス刑事法入門が出版される予定ですが、本書がこれらと時期をほぼ同じくして刊行されることは、日本の刑事法学の発展に寄与するところ大であると認識しております。

言わずもがなのことですが、日本の刑法学界では、先達の努力によって、戦後から今日まで、これら3ヶ国の刑事法学に関する研究は絶え間なく続けてこられました。日本の研究者の——留学なども通じて——不断の研究と相互の切磋琢磨によって、刑事法分野における比較法研究の業績は目を見張るものがあります。それは、他のアジア諸国との比べてもまったく引けをとりません。むしろアジアにおける比較刑事法学のリーダー的存在である／あったといえます。

優れた比較刑事法の研究業績とそれによって構築された比較刑事法文化がある日本において、いわゆる入門書にあたる書物がなかったということは驚くべきことです。しかし、それにはさまざまな理由があります。とりわけドイツ刑事法との関連でいえば、以下のような理由が考えられます。本来、ドイツ刑事法は、日本の刑事立法や法律解釈の問題を解決するために参考とされてきており、むしろ詳細な研究書の解説に関心が向けられてきました。また、ドイツ語そのものの難しさや、法律文章の難しさ、そしてドイツ刑事法学における諸派の誕生とその交流・対立を理解することの困難さがあります。ドイツ刑事法の入門書を執筆することこそ、もっとも難関であるとされて、誰も手を付けてこなかったともいえます。その意味で本書の作成は、無謀な大冒険といっても過言ではありません。

本書の執筆の依頼を受けたのは、2011年のことでした。本書がまだ企画にも至らない段階で法律文化社の掛川直之さんと「日本語で書かれた各国の刑事法入門書のようなものがあればいいですね」と話した記憶があります。その段階では、私自身が執筆にあたることは夢にも思わなかったのですが、掛川さんの頭の中ではすでに頭数に入っていたようで、話し合いをした都合上、後には引くことができなくなりました。その後、私は、2012年にドイツのギーゼン大学で研究生生活を送る機会を得たのですが、その際、アウクスブルク大学に留学中の辻本典典さんに会うことができ、スイスのジオンで共同作業チームが作られることになりました（ヘニング・ローゼナウ教授〔アウクスブルク大学副学長〕の集中ゼミへの参加）。そして、両者の話し合いから、武内謙治さん（コンスタンツ大学留学）と山中友理さん（ミュンヘン大学留学）にもチームに加わっていただきました。私をのぞく3人の方々は、すでにドイツにおいて研究報告や講義などもされた経験をおもちであり、一般会話はもちろんのこと、研究者として必要なドイツ語の高い能力をもっておられ、しかもドイツの刑事法研究者との密接な関係をもっておられるかたばかりです。しかし、とりわけ、本書では、各メンバーが入門書ということ念頭に置いて、詳細な研究知識を発揮することを最小限に留め、かつてドイツの大学で出席した講義で学んだことを思い出しつつ執筆することに集中していただくことにしました。

また、本書の執筆メンバーがドイツ研究者との交流を積極的に行っていることから、ドイツの研究者の方々の協力を得ることもできました。アルント・ジン教授（オズナブリュック大学）には、ドイツの犯罪論体系の歴史と現在（第1・2章）について共同執筆していただきました。そしてマーティン・ザイファート助手（ギーゼン大学）には、ドイツの法曹要請システム（第18章の補論）についてご寄稿いただきました。心から感謝いたします。

本書は、日本の刑法学界のなかで初めての冒険といえます。そのため、失敗作だと批判されるかもしれません。しかし、プロセスなしには、成功と達成はあり得ません。日本における比較法文化の発展に少しでも寄与できれば幸いです。

2014年12月

執筆者を代表して 金 尚均